

(平成24年9月26日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岡山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は7万8,000円、申立期間②は9万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 58 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 25 日  
② 平成 19 年 7 月 31 日

A社の賞与について、在籍期間を通じて夏と冬に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなのに賞与の記録が無いので、年金記録を追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①について、他の同僚が所持する賞与明細書、給与支払報告書及び金融機関への賞与振込額から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額について、上記資料から推認される厚生年金保険料額に基づき、7万8,000円とすることが必要である。

申立期間②について、申立てに係る事業所が保管する賃金台帳から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、賃金台帳に記載された厚生年金保険料額に基づき9万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付

する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出書を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、同賞与に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑦までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は8万円、申立期間②は10万円、申立期間③から⑤までは18万円、申立期間⑥及び⑦は17万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 30 日  
② 平成 16 年 12 月 24 日  
③ 平成 17 年 7 月 29 日  
④ 平成 17 年 12 月 22 日  
⑤ 平成 18 年 7 月 31 日  
⑥ 平成 18 年 12 月 25 日  
⑦ 平成 19 年 7 月 31 日

A社の賞与について、賞与明細書や預金通帳の写しから賞与が支払われていることが確認できるものの記録が無いので、年金記録を追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①から⑤までについて、源泉徴収票、給与支払報告書及び金融機関への賞与振込額から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額について、上記資料から推認される厚生年金保険料額及び申立人の賞与額に基づき、申立期間①は8万円、

申立期間②は 10 万円、申立期間③から⑤までは 18 万円とすることが必要である。

申立期間⑥及び⑦について、申立人が所持する賞与明細書から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、賞与明細書に記載された厚生年金保険料額に基づき 17 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①から⑦までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出書を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、同賞与に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①のうち平成16年5月1日から17年9月1日までの期間、同年11月1日から18年9月1日までの期間、同年11月1日から19年9月1日までの期間及び申立期間②について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、16年5月から17年8月まで及び同年11月から18年8月までは19万円、18年11月から19年2月までは20万円、同年3月から同年8月までは22万円、同年12月から20年8月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年5月1日から19年9月1日まで  
② 平成19年12月1日から20年9月1日まで

所持している給与明細書や預金通帳を確認したところ、記録されている標準報酬月額が低額であるので正しい年金記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①のうち、平成16年5月1日から同年6月1日までの期間、同年11月1日から17年9月1日までの期間、同年11月1日から18年9月1日までの期間及び同年11月1日から19年3月1日までの期間の申立人に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書に記載された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額から、また、申立期間①のうち、16年7月1日から同年11月1日までの期間、19年3月1日から同年9月1日までの期間及び申立期間②の申立人に係る標準報酬月額については、

申立人が所持する給与明細書に記載された厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額から、16年5月、同年7月から17年8月まで及び同年11月から18年8月までは19万円、同年11月から19年2月までは20万円、同年3月から同年8月までは22万円、同年12月から20年8月までは24万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、給与明細書が無い平成16年6月1日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額については、他の月に係る給与明細書、源泉徴収票及び金融機関への給与振込額から推認し、同年6月は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る報酬月額を社会保険事務所（当時）に対し誤って届出を行い、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても過少な納付であったと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間①のうち、平成17年9月1日から同年11月1日までの期間及び18年9月1日から同年11月1日までの期間については、給与明細書により確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額と一致することから、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 31 日  
申立期間について、賞与の記録が無いので年金記録を追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間について、源泉徴収票及び金融機関への賞与振込額から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額について、上記資料から推認される申立人の賞与額に基づき、19万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出書を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、同賞与に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 28 日から同年 5 月 4 日まで

A社（後にB社）に昭和 47 年 4 月 28 日に就職し、平成 23 年に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の資格取得日が昭和 47 年 5 月 4 日と記録されている。

しかしながら、A社が発行した昭和 47 年 5 月分と思われる給料支給明細書を所持しており、同明細書から控除されている保険料は同年 4 月分であると考えられるため年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社が発行した「47 年 3 月分」と記載された給料支給明細書を提出し、同明細書は昭和 47 年 5 月分であり、記載された勤務日数が 14 日であること、日曜日は勤務していなかったこと及び給与の締め日が毎月 15 日と記憶していることから、同社に就職した日は同年 4 月 28 日であり、同明細書から控除されている保険料は同年 4 月分であると主張している。

上記明細書については、申立人は昭和 47 年 6 月分から同年 12 月分の給料支給明細書を所持している上、同年 3 月は他の事業所に勤務していること、及び申立期間当時の給与事務担当者が同月は申立人の入社前であることから「47 年 3 月分」との記載は自身の記入誤りであり正しくは 5 月分と思われる旨証言していることなどから、同年 5 月分に係るものであることが認められる。

しかしながら、申立てに係る事業所の業務を承継する事業所（C社）が保管する人事台帳に、申立人の入社日及び厚生年金保険の資格取得日についてオンライン記録と同じ昭和 47 年 5 月 4 日と記載されていることが確認できる。

また、申立人の申立てに係る事業所における雇用保険の資格取得日は、オンライン記録と同じ昭和 47 年 5 月 4 日であることが確認できる。

さらに、給与事務担当者を含む申立期間当時の同僚 3 人は、申立期間当時の給与の締め日は 20 日であった旨証言しており、その場合、上記明細書から推認できる就職日は昭和 47 年 5 月 4 日となり、オンライン記録と一致す

る。

加えて、オンライン記録によれば、申立人の標準報酬月額は昭和 47 年 9 月に随時改定により変更されており、これに対応する保険料控除額の変更は「47 年 9 月分」の給料支給明細書において行われていることが確認できることから、同年 5 月分と認められる給料支給明細書において控除されている厚生年金保険料は、当月の保険料であることがうかがわれる。

なお、C社は、申立期間当時の賃金台帳は残っておらず、申立人の保険料控除については確認できないが、人事台帳において入社日が昭和 47 年 5 月 4 日になっていることから、同年 4 月の保険料を控除することは考えられない旨回答している。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。